

問題・規則の修正及び質問への回答

< 問題の修正 >

パラグラフ 3 2 を以下のとおり修正します。

3 2 . 仲裁人からは、3月7日の期日には、以下の点について双方の当事者の主張を聞く予定であるので準備をしておくこと、また、所定の期日までに主張の概要をまとめた準備書面を提出せよとの指示があった（なお、準備書面においては、少なくとも本問題文にあらわれている各当事者の主張については検討を行うこと）。

< 規則の修正 >

規則 3 (3) を以下のとおり修正します。

第一事件についてはレッド社、第二事件についてはブルー社は、2月23日15時までに準備書面を提出する。準備書面はA4ワープロ（40字×40字）で作成し、分量は5頁以内とする。提出された準備書面は、同日中に事務局より相手方チームの代表者に対して電子メールで送付する。（以下は同じ）

第一事件についてはブルー社、第二事件についてはレッド社は、3月2日15時までに相手方から提出された準備書面に反論する準備書面を提出する。作成および提出の要領はと同様である。

規則 3 (3) を以下のとおり修正します。

「・・・代理人役は3月8日に要点を・・・」

< 問題に関する質問への回答 >

全般

Q：問題文に明記されていない世界の経済状況等については、現実の世界における状況を前提にしてもよいのですか。

A：はい。

Q：仲裁においては、全ての法律問題について日本法が適用されると考えてよいのですか？

A：はい。

パラグラフ 6 関係

Q：アキラの映画事業に関する権利義務をブルー社が継承したことについては、当事者間に争いはあるのですか？

A：ありません。

パラグラフ 10 関係

Q：ボルト氏は経営アドバイザー委員会において特定の役職についているのですか。

A：いいえ。

Q：経営アドバイザー委員会はどの程度の頻度で開催されているのですか。

A：1 か月から 2 か月に 1 回程度です。

Q：スザンヌ・レッドは、ブルー社の経営アドバイザー委員会の具体的な役割について知っていたのですか。

A：いいえ。

パラグラフ 18 関係

Q：「我が師」の前のレッド社とブルー社との間の取引は何語で行われたのですか。

A：両社間のコミュニケーションは全て英語でなされ、契約書も英語で作成されました。

Q：「我が師」の契約に関し、契約書締結後のレターについてはネゴ語でも作成してほしいといった申し入れがレッド社からブルー社に対して行われたことはあるのですか？

A：ありません。

Q：1975 年にレッド社が作成した「我が師」と、ブルー社が作成した「我が師」の使用言語は何語ですか。

A：レッド社の「我が師」はネゴ語で、ブルー社の「我が師」は英語です。

パラグラフ 19 関係

Q：「我が師」の映画製作の過程で、カナリスとレッド社が直接コンタクトしたことはあったのですか。

A：ありません。

パラグラフ 20 関係

Q：2008 年 7 月 15 日付でなされたレッド社からブルー社に対する脚本の修正は、第二回目の訂正において、カナリスが修正した部分についての修正だったのでしょうか、それとも全く別の箇所について新たな修正を申し入れてきたものなのでしょうか？

A：別の箇所についての修正もあれば、同一の箇所についての修正もあります。

Q：第 2 版についてのコメントは大量のものだったのですか。

A：脚本全体にわたり、数十か所のコメントがなされていました。

パラグラフ 21 関係

Q：ネゴランド国やアービトリア国における映画製作において、平均的な製作期間はどのくらいなのですか？

A：映画の内容等様々な要因により、一概には言えません。

パラグラフ 22 関係

Q：ボルトは、「我が師」の取引に関して、レッド社あるいはブルー社から報酬を受け取ったことはあるのですか？

A：ありません。

パラグラフ 23 関係

Q：ブルー社が脚本の修正につき難しい旨伝えたときに、レッド社はどのように反応したのですか？

A：レッド社としてはこの脚本による映画の製作を承認しないと伝えました。ブルー社からは、「当社としては契約に基づき映画を製作する権利を有していると考えている」と回答しました。

パラグラフ 25 関係

Q：ネゴランド国、アービトリア国の経済状況に照らして、1934年当時の5万米ドルは今でいうと幾らくらいなのですか？

A：50万米ドルくらいです。

パラグラフ 28 関係

Q：「ボブ・オレンジの真実」の出版契約と「ボブ・オレンジ物語」の放映権契約はどちらが先だったのですか？

A：「ボブ・オレンジの真実」の出版契約は12月1日、「ボブ・オレンジ物語」の放映権契約は12月20日に締結されました。

Q：レッド社の出版部と映像事業部の間に情報のやりとりに関する特別の規則等は存在したのですか？

A：いいえ。

パラグラフ 29 関係

Q：ブルー社が放映準備のために要した 50 千米ドルについて、その額の妥当性を争う余地はあるのでしょうか。

A：ありません。

Q：「ボブ・オレンジ物語」ではないドラマを放映することで減額されたあとのスポンサー料 200 千米ドルは、代替番組を当初から放映した場合のスポンサー料と同程度の金額であるのでしょうか。

A：代替番組を当初から放映した場合のスポンサー料は 300 千米ドル程度であったと見込まれます。

< 規則に対する質問への回答 >

Q：規則 3（2）に記載されている以外に事前に依頼人との打ち合わせを行うことは可能ですか。

A：いいえ。

Q：調停方針メモは運営事務局に提出すればよいのですか？

A：はい。

Q：プログラムに記載された 3 月 7 日の夜間課題の提出期限と報告書の記載内容は、規則 3（3）のとおりでよいのですか？

A：はい。

以 上